

甲議第2号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月23日提出

甲府市議会議長 兵 道 顕 司 様

提出者	甲府市議会議員	廣 瀬 集 一
賛成者	甲府市議会議員	長 沢 達 也
〃	〃	坂 本 信 康
〃	〃	小 澤 浩
〃	〃	深 沢 健 吾
〃	〃	鮫 田 光 一
〃	〃	輿 石 修
〃	〃	小 沢 宏 至
〃	〃	寺 田 義 彦
〃	〃	中 村 明 彦
〃	〃	清 水 英 知
〃	〃	山 田 弘 之

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第2号中「総務部」を「行政経営部」に改め、同項総務委員会第3号中「企画部」を「企画財務部」に改め、同項総務委員会第4号中「（国民健康保険に関するものを除く。）」を削り、同項民生文教委員会中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

甲府市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を整備するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。